

事業者向けの主な支援

令和3年10月1日時点

給付

| | | | |
|--|----------------|--|--|
| 緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援 | 月次支援金【国】 | <p>本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同期比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付</p> <p>上限額: 法人20万円/月、個人10万円/月</p> | |
| | 福岡県中小企業者等月次支援金 | <p>県内に本社・本店があり、</p> <p>①本年5月・6月・7月・8月・9月の月間売上が前年(又は前々年)同月比30%以上50%未満減少した中小事業者等(政令市を除く)</p> <p>②-1酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、本年5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、</p> <p>(ア)50%以上70%未満減少 (イ)70%以上減少</p> <p>している酒類販売事業者(北九州市を除く)</p> <p>②-2酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、本年8月・9月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、</p> <p>(ア)50%以上70%未満減少 (イ)70%以上90%未満減少 (ウ)90%以上減少</p> <p>している酒類販売事業者(北九州市を除く)</p> <p>②-3酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、本年7月～8月、8月～9月の月間売上が2か月連続で、前年(又は前々年)同月比</p> <p>(エ)15%以上30%未満減少している酒類販売事業者(北九州市を除く)。</p> <p>①上限額: 法人10万円/月、個人5万円/月 ②上限額: (ア) 法人20万円/月、個人10万円/月 (イ) 法人40万円/月、個人20万円/月 (ウ) 法人60万円/月、個人30万円/月 (エ) 法人10万円/月、個人5万円/月</p> | |
| 県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援 | 福岡県感染拡大防止協力金 | <p>第10期</p> <p>対象区域: ①福岡市、北九州市、久留米市、福岡地域 ②その他市町村</p> <p>要請期間: 令和3年8月1日～8月19日</p> <p>申請受付期間: 令和3年9月13日～10月12日</p> <p>※先渡給付については 令和3年8月1日～8月20日</p> | <p>①福岡市、北九州市、久留米市、福岡地域: 売上高に応じて4～10万円/日(最大19日間) ※8月の家賃月額×2/3(上限額:20万円)を加算(酒類の提供停止を要件。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請)</p> <p>②その他市町村: 売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大19日間)</p> <p>※先渡給付は①「80万円」②「50万円」(8/1～8/24までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:①「20万円」②「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)</p> |
| | | <p>第11期</p> <p>対象区域: 福岡県全域</p> <p>要請期間: 令和3年8月20日～9月12日</p> <p>申請受付期間: 令和3年9月13日～10月12日</p> <p>※先渡給付については 令和3年8月20日～9月4日</p> | <p>売上高に応じて4～10万円/日(最大24日間) ※8月及び9月の家賃月額×2/3(各上限額:20万円)を加算 ※8月分を第10期で加算している場合は加算しない</p> <p>(酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じることを要件。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請) ※先渡給付は「64万円」(8/20～9/12までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」)</p> |

月次支援金事務局相談窓口
☎0120-211-240
☎03-6629-0479(IP電話専用回線)
※8時30分～19時、土日祝日含む

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター
☎0120-876-866
※平日9時～17時

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター
☎0120-567-918
※9時～17時、土日祝含む

給付

| | | | |
|----------------------------|----------------------------------|--|--|
| 県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援 | 福岡県感染拡大防止協力金 | 第12期 対象区域： 福岡県全域 要請期間：令和3年9月13日～9月30日 申請受付期間：令和3年10月1日～10月31日 ※先渡給付については令和3年9月13日～9月24日 | 売上高に応じて4～10万円/日(最大18日間) ※9月の家賃月額×2/3(各上限額:20万円)を加算 ※9月分を第11期で加算している場合は加算しない (酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じることを要件。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請) ※先渡給付は「48万円」(9/13～9/30までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」) |
| | | 第13期 対象区域： 福岡県全域 要請期間：令和3年10月1日～10月14日 申請受付期間：令和3年10月15日～11月14日 ※先渡給付については令和3年10月1日～10月7日 | 売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大14日間) ※先渡給付は「17.5万円」(10/1～10/14までの全期間、全要請に応じることを要件) ※大企業は、売上高減少額の4割(上限額:「20万円」)又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額) |
| | (大規模施設・大規模施設テナント向け) 福岡県感染拡大防止協力金 | 第4期 対象区域： 福岡市、北九州市、久留米市、福岡地域 要請期間：令和3年8月2日～8月19日 申請受付期間：令和3年9月13日～10月12日 ※申請方法等についてはHPをご覧ください。 | 要請に応じて短縮した時間に対応して 大規模施設:1,000㎡毎に20万円/日(最大18日間) テナント:100㎡毎に2万円/日(最大18日間) |
| | | 第5期 対象区域： 福岡県全域 要請期間：令和3年8月20日～9月12日 申請受付期間：令和3年9月13日～10月12日 ※申請方法等についてはHPをご覧ください。 | 第4期と同様(最大24日間) |
| | | 第6期 対象区域： 福岡県全域 要請期間：令和3年9月13日～9月30日 申請受付期間：令和3年10月1日～10月31日 ※申請方法等についてはHPをご覧ください。 | 第4期と同じ(最大18日間) |
| | | | |

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター
 ☎0120-567-918
 ※9時～17時、土日祝含む

補助・助成

| | | |
|-------------------------|---------|--|
| 一時休業などにより、休業手当などを支給する場合 | 雇用調整助成金 | 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成率 中小企業4/5 (解雇などしなかった場合10/10)など ※1人当たり日額15,000円が上限 |
|-------------------------|---------|--|

福岡助成金センター
 雇用調整助成金分室
 ☎092-402-0537
 または
 北九州雇用調整助成金臨時窓口
 ☎093-616-0860

貸付

| | | |
|--|--------------|---|
| 資金繰りのため融資を受けたい ※融資対象者には、一定の要件があります。 | 緊急経済対策資金 | 融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内 |
| | 政府系金融機関による融資 | 3年間実質無利子・無担保の 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。 |

福岡県
 フリーダイヤル
 経営相談窓口
 ☎0120-567-179

日本政策金融公庫
 事業資金相談ダイヤル
 ☎0120-154-505

猶予

納税が難しい

納税の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。

国税:各税務署
県税:各県税事務所
市町村税:各市町村